

審査請求に関する諮問について

次のとおり審査請求があったので、この審査請求を棄却することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 3 第 7 項の規定により諮問する。

令和 2 年 8 月 26 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

1 審査請求人

市内在住者

2 審査請求に係る処分

公共下水道使用料に係る督促処分(以下「本件処分」という。)

3 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由(主張の要旨)

ア 審査請求人は、平成 25 年 4 月 1 日に本市に転入した際に公共下水道の使用開始に係る届出が行われていなかったことを承知しておらず、公共下水道使用料の請求もなかったことから、公共下水道使用料の支払義務があることを知らなかった。

イ 法令に通じない審査請求人に対して必要な情報提供をしなかったことは、市の過失であるにもかかわらず、過去 5 年分に遡って公共下水道使用料の徴収額を決定した処分(以下「徴収額決定処分」という。)を前提とする本件処分は、違法又は不当というべきである。

4 棄却しようとする理由

本件審査請求は、次のとおり理由がないため

(1) 徴収額決定処分の適法性について

ア 公共下水道使用料は、相模原市公共下水道使用料徴収条例(昭和 53 年相模原市条例第 33 号)第 3 条第 1 項の規定により公共下水道の利用者から徴

収することとしており、平成２５年４月１日以後、審査請求人が本市の公共下水道の利用者であったことについて、争いはない。

イ 公共下水道の利用者が公共下水道使用料の支払義務及び公共下水道の利用開始の届出義務を負うことについては、条例上明文で規定されており、一義的に読み取ることができるものであって、本市が公共下水道の利用者に対して情報提供をすべき法律上の義務もないから、審査請求人に法の不知があったとしても、それにやむを得ない理由があるとはいえず、審査請求人は、公共下水道使用料の支払義務を免れ得るものではない。

ウ また、公共下水道使用料は、地方自治法第２２５条の規定により普通地方公共団体が徴収することができる公の施設に係る使用料であり、普通地方公共団体が有する金銭債権であるから、その消滅時効期間は、同法第２３６条第１項の規定により５年間である。

エ よって、審査請求人は、消滅時効期間の経過していない過去５年分の公共下水道使用料の支払義務を負う。

オ そして、徴収額決定処分に係る審査請求人の過去５年分の公共下水道使用料は、相模原市公共下水道使用料徴収条例及び相模原市公共下水道使用料徴収条例施行規則(昭和５４年相模原市規則第３３号)の定めるところにより適正に算定されている。

カ 以上のことから、徴収額決定処分に違法又は不当な点はない。

(２) 本件処分の適法性について

ア 審査請求人は、徴収額決定処分により定められた納期限を経過してもなお公共下水道使用料を納付しなかったことから、市長は、地方自治法第２３１条の３第１項及び相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和３９年相模原市条例第３６号)第２条の規定に基づき、審査請求人に対して本件処分を行ったものである。

イ よって、本件処分に違法な点はない。

提案の理由

使用料の督促に関する処分についての審査請求に対する裁決をいたしたく、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２３１条の３第７項の規定により議会に諮問するものである。

諮問第 1 号関係資料

審査請求の概要

1 処分に至る経過

平成 30 年 10 月 17 日 公共下水道の接続調査により、審査請求人宅の排水設備が公共下水道に接続されていることを確認

平成 31 年 2 月 25 日 市長が審査請求人に公共下水道使用料の徴収額の決定に係る通知を送付し、公共下水道使用料を請求(納期限は、令和 2 年 2 月 28 日)

令和 2 年 3 月 19 日 審査請求人が納期限までに公共下水道使用料を納付しなかったことから、市長が審査請求人に公共下水道使用料の督促処分に係る通知を送付

2 審理の経過

令和 2 年 3 月 24 日 審査請求人が市長に審査請求書を提出

5 月 1 日 審査請求人が市長に補正書を提出

5 月 12 日 市長が審理員を指名

5 月 25 日 審理員が市長から提出された弁明書を受領

7 月 10 日 審理員が口頭意見陳述を実施した上で、審理を終結

7 月 31 日 審理員が市長に、本件審査請求は棄却するのが相当であるとする旨の審理員意見書を提出

審理員

審査請求がされた行政庁(本件審査請求においては、市長)の指名により審査請求に係る審理手続を行う職員。本市では、弁護士を相模原市行政不服審理員(会計年度任用短時間勤務職員)に任命し、審理員として指名している。